

事務連絡
平成21年3月27日

各都道府県介護サービス情報の公表制度担当課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護サービス情報の公表制度に関するQ&Aの送付について

- 介護保険行政の推進、とりわけ介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の円滑な実施につきましては、日頃より御理解、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
- さて、別紙のとおり、情報公表制度に関するQ&Aを作成しましたので連絡します。また、関係機関等への周知方、よろしくお願ひします。

別 紙

(問1)

- 平成21年度から新たに「みなし指定」扱いとなる病院等の通所リハビリテーション事業所（介護予防通所リハビリテーション事業所）について、22年度計画を策定する場合の具体的な対応如何。

(答)

- 22年度計画を定める時点において、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過していない「みなし指定事業者」については、情報公表制度の対象とはならない。
- したがって、当該事業者については、23年度の計画策定において、23年度計画における基準日の前1年間におけるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えるか否かで、23年度計画に定めるかどうかを判断することとなる。
- 例えば、平成21年7月1日に「みなし指定」となった事業者の取扱いは、都道府県における22年度計画の策定時点が平成22年5月であった場合、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過していないため、22年度計画の対象とならず、23年度計画の策定時において、情報公表制度の対象となるか否かを判断することとなる。

(問2)

- 平成21年度から「みなし指定居宅サービス（みなし指定介護予防サービス）」については、「みなし指定」扱いになった日から起算して1年間、情報公表制度の対象除外とすることになった。
- しかしながら、改正省令の施行前に既に介護保険制度の通所リハビリテーションの指定を受けている事業所については、指定の有効期間の満了の日の翌日から「みなし指定」に切り替わることとなるが、この場合については、どのように取り扱えばいいのか。

(答)

- 改正省令の施行前に既に介護保険制度の通所リハビリテーション等の指定を受けている事業所が指定の有効期間の満了の日の翌日から「みなし指定」に切り替わる場合については、改正省令の附則に規定しているとおり、「みなし指定」扱いになった日から起算して1年間、情報公表制度の対象除外とする規定は適用されず、あくまで、計画の基準日前の1年間におけるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、公表の対象となる従来どおりの取扱いとなる。